型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G―2195	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―3SZ―VE	トヨタ　CBA―QNC21	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
自G―2196	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―K3―VE	トヨタ　CBA―QNC20、トヨタ　CBA―QNC25	〃

○国土交通省告示第千五百号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G―2197	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ABA3SZ―VE―1	ダイハツ　ABA―J200G、ダイハツ　ABA―J210G、トヨタ　ABA―J200E、トヨタ　ABA―J210E	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
自G―2198	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　CBAK3―VE―3	ダイハツ　CBA―M401S、ダイハツ　CBA―M411S、スバル　CBA―M401F、スバル　CBA―M411F	〃
自G―2199	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　CBA3SZ―VE―3	ダイハツ　CBA―M402S	〃

○国土交通省告示第千六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自N―1156	騒音防止装置　ニッサンS12―VQ35―B	ニッサン　CBF―＊P＊＊E50	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
自G―2201	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBF―VQ35―７E50B	〃	〃

○国土交通省告示第千七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自N―1165	騒音防止装置　UDトラックス　LKG―01GK5A	UDトラックス　LKG―GK5＊＊＊	UDトラックス株式会社　埼玉県上尾市大字壱丁目１番地
自N―1166	騒音防止装置　UDトラックス　LKG―01GK6A	UDトラックス　LKG―GK6＊＊＊	〃
自G―2214	一酸化炭素等発散防止装置　UDトラックス　LKG―GH13TIA	〃	〃

○国土交通省告示第千八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十四日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自GS―521	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　EDR―4TNV94HT	吸入負圧：2.9kPa　排気圧力：9.8kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号

○国土交通省告示第千九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自N―1167	騒音防止装置　三菱　H13―６M60FK10	三菱　SKG―FK＊＊F	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県三鷹市幸区鹿島田890番地12
自G―2245	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　M―６M60T３SKG	〃	〃

○国土交通省告示第千十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十二年六月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年九月三日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自G―2202	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―2NZ―FE1	トヨタ　DBA―NNP10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
自G―2203	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―1NZFE15	トヨタ　DBA―NNP11	〃
自G―2204	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　DBA―1NZFE16	トヨタ　DBA―NNP15	〃
自G―2205	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　DBA―2URGSE1	レクサス　DBA―E20	〃